

令和7年度 前期選抜募集要項

福島県立ふたば未来学園高等学校

〒979-0408

福島県双葉郡広野町中央台一丁目6番地3

電話 0240-23-6825

ホームページアドレス

<https://futabamiraigakuen-h.fcs.ed.jp/>

1 通 学 区 域

県下全域とする。

2 募 集 定 員

(1) 特色選抜

全日制の課程・総合学科募集定員（160名）から、福島県立ふたば未来学園中学校の第3学年に在籍する者（令和6年11月1日現在）の数を除いた数の45%程度とする。

(2) 一般選抜

全日制の課程・総合学科募集定員（160名）から、福島県立ふたば未来学園中学校からの入学予定者及び特色選抜又は連携型選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。

3 出 願 資 格

出願資格については、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和7年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
- (3) 上記(1)(2)に関わらず、令和7年3月に以下の中学校を卒業見込の者及び本校の連携型選抜に出願する者は、本校の特色選抜に出願することはできない。

【特色選抜に出願することのできない中学校】

浪江町立なみえ創成中学校

葛尾村立葛尾中学校

双葉町立双葉中学校

大熊町立学び舎ゆめの森

富岡町立富岡中学校

川内村立川内小中学園

楢葉町立楢葉中学校

広野町立広野中学校

4 アドミッションポリシー

校訓「自立」「協働」「創造」のもと、自らを変革し、地域を変革し、社会を変革していく「変革者」を目指して、本校で学びたいと強く考える生徒を求める。

【アカデミック系列】

地域や世界で活躍することを目指して自らの志を持って学習に励み、学びを深めるために大学への進学を希望する生徒を募集する。

【トップアスリート系列】

サッカー、バドミントン、野球、レスリングの競技における顕著な実績や高い能力を有し、これらを生かして自らの進路を切り拓くことを希望する生徒を募集する。

【スペシャリスト系列】

農業、工業、商業、福祉のいずれかの分野を学ぶ強い意欲を持ち、将来、地域や社会で活躍することを希望する生徒を募集する。

5 志願してほしい生徒

校訓「自立」「協働」「創造」のもと、「アカデミック系列」「トップアスリート系列」「スペシャリスト系列」の3系列を設置して、自らを変革し、地域を変革し、社会を変革していく「変革者」を目指して、本校で学びたいと強く考える生徒を求めている。特色選抜においては、以下の「トップアスリート型」「スペシャリスト型」のいずれかに該当する生徒を求める。

・ トップアスリート型：対象とするいずれかの競技における顕著な実績や高い能力を有し、これらを生かして自らの進路を切り拓くことを希望する者。

○ 対象競技種目：サッカー（男女） 野球（男） レスリング（男女） バドミントン（男女）

・ スペシャリスト型：農業、工業、商業、福祉のいずれかの分野を学ぶ強い意欲を持ち、将来、地域や社会で活躍することを希望する者。

6 併願の取り扱い

志願者は、本校に限り、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。特色選抜と一般選抜の両方に出願する場合、一般選抜で希望する系列は、特色選抜で希望した系列と同じ系列又は異なる系列を希望して出願することができる。ただし、特色選抜と一般選抜の両方にトップアスリート系列を希望して出願する場合、特色選抜と一般選抜で異なる種目を選択することはできない。

7 出願期間

令和7年2月4日（火）から2月7日（金）までとする。

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、角形2号の返信用封筒（530円分の切手を貼付し、宛先の住所、氏名を記入したもの）を同封の上、令和7年2月7日（金）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

8 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

① 入学願書（様式統一1号の1により、県教育委員会において作成したもの）

② 令和7年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。様式共通1号）
地域クラブ活動等の実績を記入する場合、志願者が作成する特色選抜志願理由書（以下「志願理由書」という。様式前期2号により本校において作成したもの。特色選抜の志願者のみが提出する。）と内容に相違がないよう留意すること。

ただし、平成31年3月末日までに中学校を卒業した者については、調査書の提出を免除する。

なお、提出期間は令和7年2月14日（金）から2月17日（月）までとし、受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

③ 特色選抜志願理由書（一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。）

志願型（トップアスリート型志願者は種目名も）に○を付けるとともに、本校への志願の動機・理由、将来への抱負・進路希望（目標）、将来の目標を実現するために、どのような高校生活を送りたいか等について本人が記入する。

また、運動部・地域クラブ活動等での実績、文化部での実績、生徒会活動・ボランティア活動・各種コンクール等の記録、取得資格等について、具体的かつ正確に記入する。

「記入上の注意」及び「記入例」を参照の上、もれなく記入する。

手書きの原本を複写したものを提出してもかまわない。その際は、志願者氏名及び保護者氏名は直接自署する。

なお、作成にあたっては、両面印刷で作成する。

④ 受験票用紙（様式統一1号の2により県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）

⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（様式統一1号の3により県教育委員会において作成したものに、中学校名及び志願者氏名を記入し、出願課程名を○で囲んだもの）

⑥ 令和7年度一般選抜志願者希望系列及びトップアスリート系列種目調べ（本校作成の様式による。併願も含め一般選抜志願者は全員提出する。）

希望する系列（トップアスリート系列希望者は種目名も）に○を付ける。特色選抜と一般選抜の両方に志願する場合、特色選抜で希望した系列と同じ系列又は異なる系列を希望することができるが、トップアスリート系列の異なる種目は希望することはできない。

（2）上記（1）以外の者

- ① 入学願書（上記（1）①）と同じ）
- ② 特色選抜志願理由書（上記（1）③）と同じ）
- ③ 健康診断書（令和7年1月以降に医師の診断を受けたもの）
- ④ 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。

⑤ 受験票用紙（様式統一1号の2により県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）

⑥ 入学検定料納付済証明書用紙（様式統一1号の3により県教育委員会において作成したものに、志願者氏名を記入し、出願課程名を○で囲んだもの）

⑦ 令和7年度一般選抜志願者希望系列及びトップアスリート系列種目調べ（上記（1）⑥と同じ）

- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、「令和7年度福島県立ふたば未来学園高等学校前期選抜志願者名簿」（様式共通4号の1）を添付する。
- (4) 入学願書には、入学検定料として2,200円分の「福島県収入証紙」を所定の位置に貼付する。
ただし、志願者において消印しない。
なお、「福島県立高等学校の授業料の免除等に関する規則」第4条第1項により、生徒の学費を主として負担している者が、激甚災害（当該入学検定料の納入期限前1年以内に指定されたものに限る。）により著しく損害を受けた場合は、入学検定料の免除を受けることができる。

9 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者、本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由（病気・事故等）により長期欠席等であった志願者については、本人の希望により、その理由などを記載した自己申告書（様式統一5号）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校等による欠席日数が1年間で30日以上の者とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、返信用封筒（志願者の住所、氏名を記入し、110円分の切手を貼付した長形3号封筒）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書（様式共通3号）を交付する。
- (3) 提出期間は、令和7年2月14日（金）から2月17日（月）までとする。
郵送の場合には、2月17日（月）の消印有効とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

10 県外からの出願

- (1) 県外からの志願者は、上記8に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。
- ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類（様式共通2号）を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
- ② 保護者が県内に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、県内に居住することになることを証明する書類で代替することができる。
- (2) 県内に保護者に代わり志願者を監督、保護する者（以下「身元引受人」という。）が居住する場合においては、県外からの出願を認める。その場合、上記(1)②に代えて身元引受人の「住民票の写し」を提出する。

- (3) 出願方法及び出願に必要な書類、身元引受人等について不明な点は、在学（出身）中学校を通して本校に問い合わせる。

11 願書受付

- (1) 出願書類の受付時に、受験番号を記入した受験票（様式統一1号の2）及び入学検定料納付済証明書（様式統一1号の3）を交付する。
志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。
- ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続きを経ないで、県外から出願したとき

12 出願先変更

志願者は、令和7年2月10日（月）から2月13日（木）までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じとする。

ただし、祝日は受け付けない。

- (1) 本校内で出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願（様式前期3号の1）を添えて、在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (2) 他の高等学校及び福島県立特別支援学校高等部（以下「特別支援学校」という）へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。
- ① 出願先の変更を希望する者は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願（様式前期3号の2）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
 - ② 前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を受けた本校校長は、前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書（様式前期4号の1及び前期4号の2）を交付する。
 - ③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の学校長に提出する。
ただし、特別支援学校へ出願先の変更を希望する場合は、「令和7年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」を確認の上、新たに作成した特別支援学校の入学願書、調査書及び学校教育法施行令第22条の3に定められた障がいのあることを証明する書類に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の特別支援学校長に提出する。また、特別支援学校を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに特別支援学校が実施する教育相談を受けるものとする。
- なお、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の学校長に提出する。

- (3) 出願先変更に際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。
ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。
- (4) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学(出身)中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。
- (5) すでに交付を受けた受験票は本校校長に返還する。

13 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（様式共通7号）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届（様式共通7号）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校校長に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

14 障がい等のある志願者に対する配慮

- 障がい等のある志願者に対する配慮は次のとおりとする。
- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
- ① 原則として令和6年12月末までに、志願者は、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」（様式共通11号）を、本校校長に提出する。その際、中学校長は中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」（様式共通12号）と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。
本校校長は必要に応じて、県教育委員会と受験上の配慮に関して協議を行う。
- ② 本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」（様式共通13号）により、受験上の配慮に関して中学校長を通して志願者に通知する。
- (2) 上記(1)以外の者
- ① 原則として令和6年12月末までに、志願者は、「受験上の配慮申請書」（様式共通11号）を、本校校長に提出する。本校校長が必要と判断した場合には診断書等を提出する。
本校校長は必要に応じて、県教育委員会と受験上の配慮に関して協議を行う。
- ② 本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」（様式共通13号）により、受験上の配慮に関して志願者に通知する。

15 選抜方法及び選抜資料

- (1) 特色選抜
- トップアスリート系列を希望する者を対象とするトップアスリート型と、スペシャリスト系列を希望する者を対象とするスペシャリスト型を実施する。

以下に示す中学校長から提出された特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績、特色面接及び特色検査の結果を資料として、本校の特色や特性等に配慮しつつ、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。

① 特色選抜志願理由書

② 調査書

「各教科の学習の記録」は傾斜配点を実施し、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の教科の評定を2倍して、195点満点とする。「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は55点満点として、合計250点満点とする。

部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容などは総合的に評価し、点数化する。

③ 学力検査

学力検査を実施する教科は次のとおりとし、検査時間はそれぞれ50分とする。各教科の満点を50点とし、合計250点満点とする。

国語　　社会　　数学　　理科　　外国語（英語）

なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

④ 特色面接

個人面接を実施する。面接では、地域や世界で活躍しようとする意欲や本校で学ぶ適性等について確認する。

トップアスリート型の面接は段階評価とする。

スペシャリスト型の面接は点数化し、150点満点とする。

⑤ 特色検査

トップアスリート型については、種目ごとに実技を実施する。

実技では、各種技能や基本的な身体能力を確認する。実技は点数化し、500点満点とする。

スペシャリスト型については、特色検査を実施しない。

種目及び内容

サッカー	ボールリフティング、パス、コントロール、ゲーム、体力テスト等
バドミントン	ノック、オールショート・ロング、ゲーム等
野球	ベースランニング、ノック、ゲーム形式等 ※ 野球の実技は、ソフトボール1号球を使用する。
レスリング	マット運動、体力テスト等

(2) 一般選抜

以下に示す中学校長から提出された調査書の審査結果、学力検査の成績、一般選抜に係る面接（以下「一般面接」という。）の結果、実技の結果（トップアスリート系列を希望する者のみ。）を資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。

なお、特色選抜又は一般選抜の両方に志願した者については、特色面接をもって一般面接に代えるほか、特色検査をもってトップアスリート系列を希望する者に実施する実技に代える。

特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者が、特色選抜に不合格となった場合は、一般選抜の志願者と併せて選抜の対象とする。

① 調査書

「各教科の学習の記録」は 195 点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は 55 点満点として、合計 250 点満点とする。部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容などは総合的に評価し、点数化する。

② 学力検査

学力検査を実施する教科は次のとおりとし、検査時間はそれぞれ 50 分とする。各教科の満点を 50 点とし、合計 250 点満点とする。

国語　　社会　　数学　　理科　　外国語（英語）

なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

③ 一般面接

個人面接を実施する。面接では、地域や世界で活躍しようとする意欲や本校で学ぶ適性等について確認する。

面接については、段階評価とする。

なお、トップアスリート系列を希望する者には、種目ごとに実技を実施する。

実技では、各種技能や基本的な身体能力を確認する。競技種目は、特色選抜のトップアスリート型と同様とする。

実技については、段階評価とする。

種目及び内容

サッカー	ボールリフティング、パス、コントロール、ゲーム、体力テスト等
バドミントン	ノック、オールショート・ロング、ゲーム等
野球	ベースランニング、ノック、ゲーム形式等 ※ 野球の実技は、ソフトボール 1 号球を使用する。
レスリング	マット運動、体力テスト等

16 学力検査、面接、実技試験の日時、日程、会場及び持参物等

(1) 特色選抜志願者（一般選抜を併願する志願者を含む）

① 学力検査

ア) 日 時 令和 7 年 3 月 5 日（水） 午前 8 時 20 分～午後 3 時 10 分

イ) 日 程

8:00 8:20 9:00 9:50 10:10 11:00 11:20 12:10 13:10 14:00 14:20 15:10

受付	連絡	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会
(20 分)	(40 分)	(50 分)	(20 分)	(50 分)	(20 分)	(50 分)	(60 分)	(50 分)	(20 分)	(50 分)

ウ) 集合場所 ふたば未来学園高等学校 南昇降口

(福島県双葉郡広野町中央台一丁目 6 番地3)

エ) 持参物

前期選抜受験票、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。）、上履き、下足用シューズ袋、昼食、腕時計

オ) 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

② 特色面接及び特色検査

ア) 日 時 令和7年3月6日（木）午前8時45分～午後4時（予定）

終了時刻は受験生により異なる。

イ) 日 程

8:25 8:45 9:00 11:50(予定) 12:30 12:40 13:00(予定) 16:00(予定)

受付	連絡	特色面接	昼食	連絡	移動 (着替え)	特色検査 (実技)
----	----	------	----	----	-------------	--------------

(20分) (15分)

※ スペシャリスト型を希望する者は、特色面接までで終了になります。

ウ) 集合場所 ふたば未来学園高等学校 南昇降口

(福島県双葉郡広野町中央台一丁目 6 番地3)

エ) 持参物

前期選抜受験票、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、上履き、下足用シューズ袋、腕時計、昼食（トップアスリート型の志願者のみ）

実技に関する準備物

すべての種目：実技のできる服装、体育館用シューズ及びシューズ袋、タオル	
サッカー	サッカー用スパイク、シンガード キーパー用グローブ（ポジションがキーパーの者のみ）
バドミントン	ラケット、バドミントンシューズ
野球	グラブ、野球用スパイク、ユニフォーム、バット（中学校時に使用していた物）
レスリング	Tシャツ、短パン、レスリングシューズ（体育館用シューズでも可）

オ) 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

(2) 一般選抜志願者（特色選抜を併願しない志願者のみ）

① 学力検査

ア) 日 時 令和7年3月5日（水）午前8時20分～午後3時10分

イ) 日 程

8:00	8:20	9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
受付	連絡	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
(20分)	(40分)	(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	

ウ) 集合場所 ふたば未来学園高等学校 南昇降口

(福島県双葉郡広野町中央台一丁目6番地3)

エ) 持 参 物

前期選抜受験票、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。）、上履き、下足用シューズ袋、昼食、腕時計

オ) 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

② 一般面接及び実技（実技はトップアスリート系列希望者のみ）

ア) 日 時 令和7年3月6日（木）午前8時45分～午後4時（予定）

終了時刻は受験生により異なる。

イ) 日 程

8:25	8:45	9:00	11:50(予定)	12:30	12:40	13:00(予定)	16:00(予定)
受付	連絡	一般面接	昼食	連絡	移動 (着替え)	実技	
(20分)	(15分)						

※ トップアスリート系列以外を希望する者は、一般面接までで終了になります。

ウ) 集合場所 ふたば未来学園高等学校 南昇降口

(福島県双葉郡広野町中央台一丁目6番地3)

エ) 持 参 物

前期選抜受験票、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、上履き、下足用シューズ袋、腕時計、昼食（トップアスリート系列希望者のみ）

実技に関する準備物

すべての種目：実技のできる服装、体育館用シューズ及びシューズ袋、タオル	
サッカー	サッカー用スパイク、シンガード、キーパー用グローブ（ポジションがキーパーの者のみ）
バドミントン	ラケット、バドミントンシューズ
野球	グラブ、野球用スパイク、ユニフォーム、バット（中学校時に使用していた物）
レスリング	Tシャツ、短パン、レスリングシューズ（体育館用シューズでも可）

オ) 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

17 合格者発表

- (1) 令和7年3月14日（金）正午以降にふたば未来学園高等学校で発表する。
- (2) 電話による合否の問い合わせには応じない。
- (3) 本校校長は、合格者に対して、前期選抜受験票と引き替えに、合格通知書（様式共通5号）及びその他の書類を交付する。
交付の場所は、ふたば未来学園高等学校とする。
交付の時間は、3月14日（金）午後3時までとする。
- (4) 本校校長は、中学校長の求めに応じて、特色選抜と一般選抜のいずれで合格したのかが分かる合格者一覧を提供する。手続きや提供方法については別に通知する。
- (5) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

18 追検査等の実施

追検査等の実施については、当該志願者が欠席した検査等を実施し、他の受験者と併せて判定する。

- (1) 追検査等の対象となる志願者
 - ① インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者
 - ② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷等により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者
 - ③ 試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、やむを得ない事由により検査等の全部又は一部の欠席を余儀なくされた者

なお、上記②、③の志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。
- (2) 定員について
定員枠については、募集定員の外枠とはしない。
- (3) 追検査等受験の手続き
 - ① 在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に連絡する。
 - ② 追検査等の受験を希望する者は追検査等受験願（様式共通14号）を令和7年3月7日（金）午後4時までに在学（出身）中学校長を通して本校校長へ提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
 - ③ インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷等により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者については、医師の診断書等、医療機関の受診が分かる書類を添付する。
 - ④ 本校校長は追検査等の受験を認めた者に対して、追検査等受験許可証（様式共通15号）を交付する。

(4) 追検査等の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

① 日 時 令和7年3月11日（火） 午前8時20分～午後4時55分（予定）

終了時刻は受験生により異なる。

② 日 程

8:00 8:20 9:00 9:50 10:05 10:55 11:10 12:00 12:50 13:40 13:55 14:45 15:00 16:55(予定)

受付	連絡	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	休	面接 実技等
(20分)	(40分)	(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	

③ 集合場所 ふたば未来学園高等学校 南昇降口

(福島県双葉郡広野町中央台一丁目6番地3)

④ 外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

⑤ 非常災害による交通遮断等が追検査当日まで及ぶ場合は、追検査等の日時を別に設定する。

(5) その他

インフルエンザ罹患、新型コロナウイルス感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした者で、選抜の一部が未完了となった者も含む。

19 その他

(1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い

選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。

① 追検査等の対象となる志願者

「一部未完了となった選抜の意思連絡書」（様式共通16号）を令和7年3月7日（金）午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。「一部未完了となった選抜の意思連絡書」を受けた本校校長は、「一部未完了となった選抜の意思連絡書受領書」（様式共通17号）を交付する。

なお、「一部未完了となった選抜の意思連絡書」において、追検査等の受験を希望した場合の手続きについては、この要項に示した「18 追検査等の実施」の「(3) 追検査等受験の手続き」に定めるところによる。「一部未完了となった選抜の意思連絡書」において、追検査等の受験を希望しない場合は受験した内容のみで合否判定を行う。

② 追検査等の対象とならない志願者

受験した内容のみで合否判定を行う。

(2) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い

前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、新たに出願書類を提出する。

その際、「入学検定料納付済証明書」を入学願書の裏面に貼付して提出する。

(3) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式共通8号）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

○ 本校の各系列について

本校では、生徒の興味・関心や進路希望に応じて、以下の3つの系列の各科目群より科目選択できるよう、1年次から系列毎に教育課程を編成しているため、入学後の系列変更はできません。各系列の特色を理解して志願してください。

アカデミック系列

地域や世界でリーダーシップを発揮し活躍できる資質・能力・態度を身に付け、進学後も学びを深め続ける生徒の育成を目指して、国語・地理歴史・公民・数学・理科・英語・情報の専門的な授業を展開し、解決困難な社会課題に挑戦するために必要な高い学力を育成する教育活動を行う系列です。

トップアスリート系列

スポーツの知識や技術を身に付け、トップアスリートまたは生涯スポーツの担い手としてリーダーシップを発揮し活躍できる生徒の育成を目指して、サッカー・バドミントン・野球・レスリングの専門的な授業を展開し、部活動との連動も図りながら、トップアスリートに必要な技術や態度を育成する教育活動を行う系列です。

スペシャリスト系列

職業分野における専門的な知識と技能を身に付け、地域を支える職業人としてリーダーシップを発揮し活躍できる生徒の育成を目指して、農業・工業・商業・福祉の専門的な授業を展開し、地域社会に山積する課題を解決するスペシャリストに必要な確かな知識と技能を育成する教育活動を行う系列です。

※ トップアスリート系列についての補足事項

- (1) 各競技種目の高い技術・理論の習得を目指しており、授業と部活動を連動させた取組を通して、本校卒業後の進学先や就職先において、専門の競技種目や生涯スポーツ分野で取り組む強い意志のある生徒を求めています。このため、入学後は、出願時に希望した競技種目の部活動に参加することになります。（JFAアカデミー福島に参加する生徒は、本校で学びながらJFAアカデミー福島の活動に参加することとなります。）
- (2) トップアスリート系列の部活動は、上記(1)の理由から、出願時にトップアスリート系列を希望して合格を認められた生徒のみ入部を認めており、原則、他系列の生徒が入部することはできません。

ただし、女子サッカー部、レスリング部については、中学校における競技人口等、競技種目の特性から、入学後、トップアスリート系列以外の生徒の入部も認める場合があります。